令和元年（2019 年）12 月 19 日
令和元年度第３回介護保険運営協議会
【 資 料 ２ 】

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について
（意見聴取事項・事前審議）

１　指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所　１事業所

本指定は、事業譲渡によるものであり、現事業所の廃止（令和２年１月 31 日）は、次回の運営協議会で報告予定。

（１）サービスの概要

利用者がその居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊することで、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

（２）指定申請案件

申　請　者	横浜市青葉区みたけ台５－10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役　江頭　瑞穂
事業所名称	花織よこすか中央
事業所の所在地	横須賀市米が浜通１－５－５
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
事業開始日	令和２年２月１日
登録定員	29 人
利用定員	通いサービスの利用定員 18 人 宿泊サービスの利用定員　９人
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	食費、宿泊費等の料金については、現在調整中
通常の事業の実施地域	横須賀市
協力医療機関	現在協議中

指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分			要件	報告案件（花織よこすか中央）
人員基準	事業の代表者		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	**当該小規模多機能型居宅介護事業所を運営する法人の役員として、認知症対応型共同生活介護事業等の経営に携わった経験を有する。**
			②次のいずれかの研修を修了していること。 ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症グループホーム管理者研修・基礎過程又は専門課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グループホーム開設者研修	**認知症対応型サービス事業開設者研修 平成22年10月修了**
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)	**常勤兼務 （当該事業所の介護支援専門員・介護従業者を兼務）**
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務	
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設）の職務	
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。	**認知症を含む高齢者介護に3年以上従事した経験を有する。**
			②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了(みなし規定あり)していること。	**認知症対応型サービス事業管理者研修 令和元年12月修了**
			※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、実践者研修の他、「認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度）」を修了している者	
	介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)	**常勤兼務 （当該事業所の管理者・介護従業者を兼務）**
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務	
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設）の職務	
		資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。	**小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修　平成31年2月修了**
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 （例）日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要	**適正に配置されている。**
			②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上配置する。	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。（宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。）	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。（宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。）	
			⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。	**1以上が常勤職員である。**
			⑤介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。	**看護師を1名配置している。**

設備基準	立地要件	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	**都市計画法上の用途は「商業地域」である。横須賀中央付近の利便性の高い場所に立地し、近隣にマンションや商店、公共施設があるため、家族や地域住民との交流の機会が確保されている。**
	登録定員	29人以下	**29人**
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで。ただし、登録定員が25人以上29人以下の場合の利用定員は、26人又は27人の場合は16人、28人の場合は17人、29人の場合は18人。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	**通いサービス 18名** **宿泊サービス 9名**
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	**個室6室**
		②個室の床面積は7.43㎡以上	**最小の宿泊室面積は8.5㎡**
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	**26.3㎡**
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	**消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯、屋外避難階段**

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分	要　　件	報告案件(花織よこすか中央)
人員基準 設備基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	**一体的に運営**

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)に適合します。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所　花織よこすか中央　　位置図

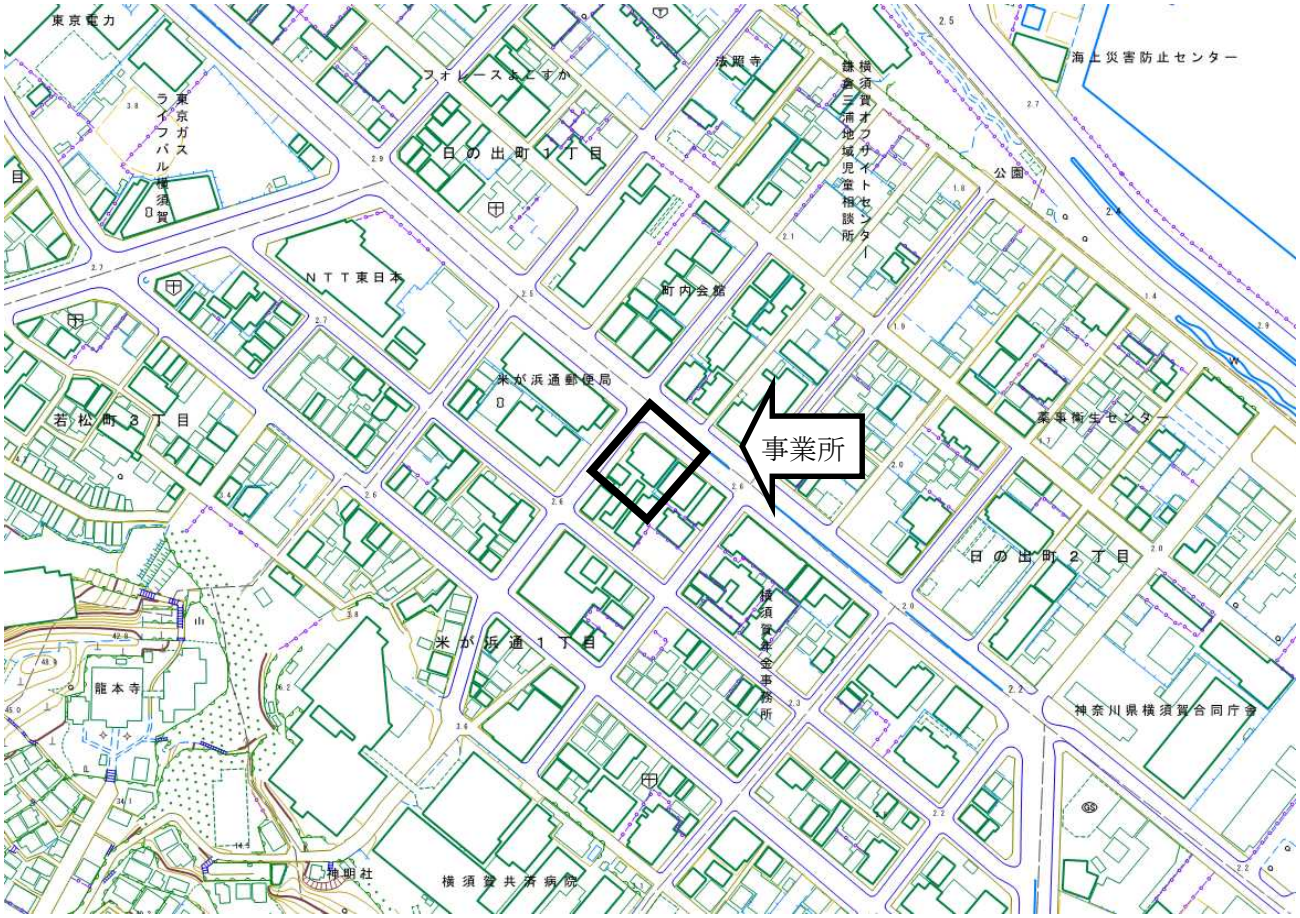

花織よこすか中央　　平面図

（４階）

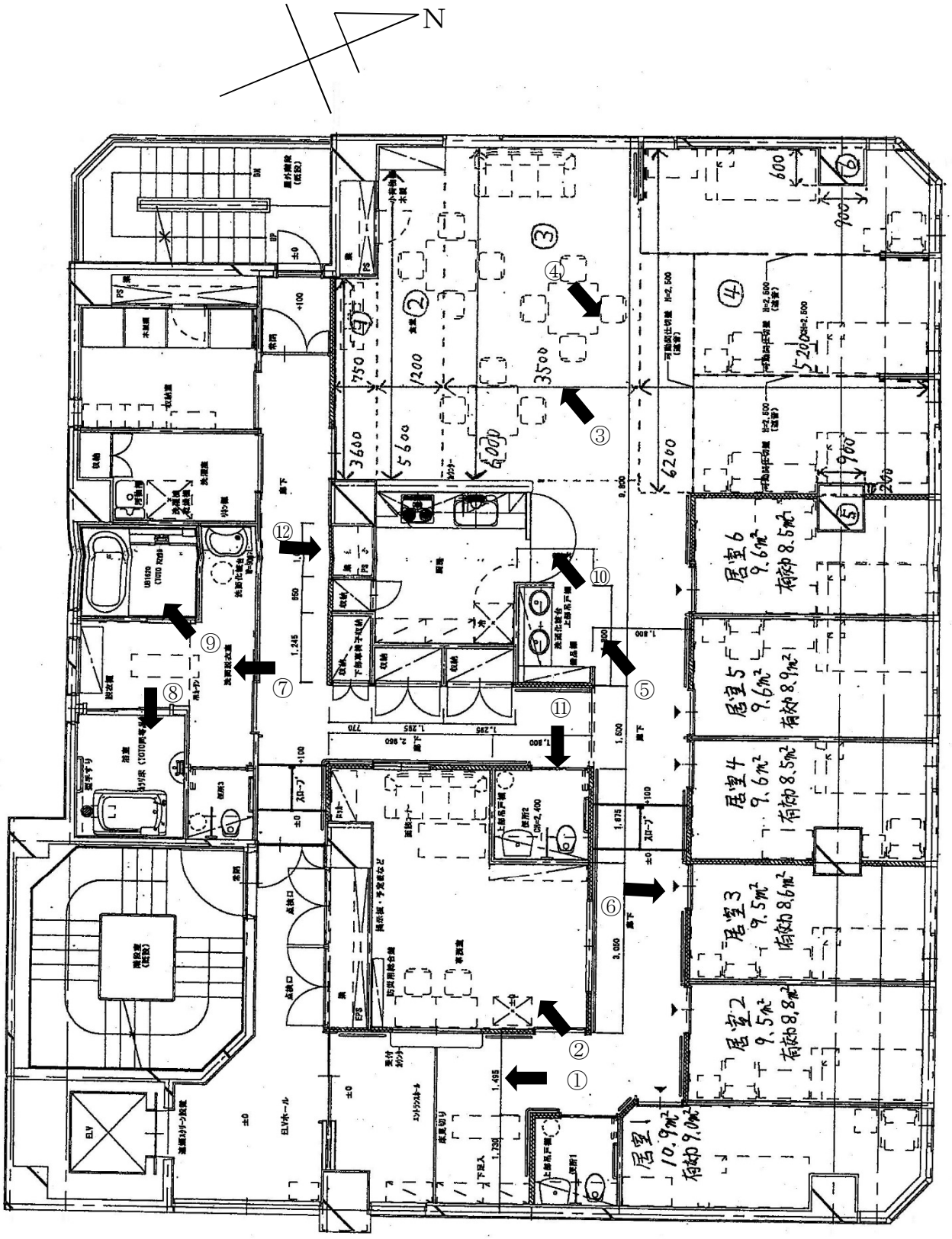

【現地写真】花織よこすか中央（４階）
（令和元年 12 月２日撮影）

①　玄関

②　事務室

③　居間１

④　居間２

⑤　洗面台

⑥　宿泊室

【現地写真】花織よこすか中央（４階）
（令和元年 12 月２日撮影）

⑦　脱衣所

⑧　浴室１

⑨　浴室２

⑩　台所

⑪　トイレ

⑫　消火器

２　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所　１事業所

本指定は、事業譲渡によるものであり、現事業所の廃止（令和２年１月 31 日）は、次回の運営協議会で報告予定。

（１）サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

（２）指定申請案件

申　請　者	横浜市青葉区みたけ台５－10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役　江頭　瑞穂
事業所名称	花物語よこすか中央
事業所の所在地	横須賀市米が浜通１－５－５
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和２年２月１日
利用定員	18人
共同生活住居数	２ユニット
利　用　料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	食費、宿泊費等の料金については、現在調整中
協力医療機関	現在協議中

指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区　分			要　件	指定案件（花物語よこすか中央）
人員基準	事業の代表者		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	**当該グループホームを運営する法人の役員として、認知症対応型共同生活介護事業の経営に携わった経験を有する。**
			②次のいずれかの研修を修了していること。 ・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修	**認知症対応型サービス事業開設者研修 平成22年10月修了**
	管理者	勤務形態	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)	**常勤兼務 ※介護予防事業所との兼務**
		兼務する場合の範囲	①同一事業所における他の職務 ②同一敷地内における他の事業所の職務 ③併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務	
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者。	**認知症対応型共同生活介護事業所等において、3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する。**
			②認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。	**認知症対応型サービス事業管理者研修 平成30年2月修了**
	計画作成担当者		①ユニットごとに認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事する計画作成担当者を配置	**適正に配置**
			②計画作成担当者のうち1人以上は介護支援専門員をもって充てること。	**介護支援専門員資格を有する者を2名配置。**
			③認知症介護実践研修又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了していること。	**認知症介護実践研修 平成29年10月修了 認知症介護実践研修 平成29年8月修了**
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が3又はその端数を増やすごとに1人以上とする。（例）ユニットの利用者9名に対する日中（夜間及び深夜の時間帯を除く）15時間の間に3名×8時間（常勤職員の1日の勤務時間）合計24時間以上の介護が提供されることが必要	**適正に配置**
			②夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上。	**適正に配置**
			③ユニットごとに1人以上を常勤とすること。	**適正に配置**
設備基準	共同生活住居		1又は2ユニット	**2ユニット**
	入居定員		5人以上9人以下（1ユニットあたり）	**18人（1ユニット：9人、2ユニット：9人）**
	居室		①定員は1名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は2名可能。	**個室18室**
			②床面積は7.43㎡以上	**最小の居室面積は8.5㎡**
	消火設備等		消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	**消火器、自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯、スプリンクラー、屋外避難階段 全て適正に設置されている。**

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所　花物語よこすか中央　　位置図

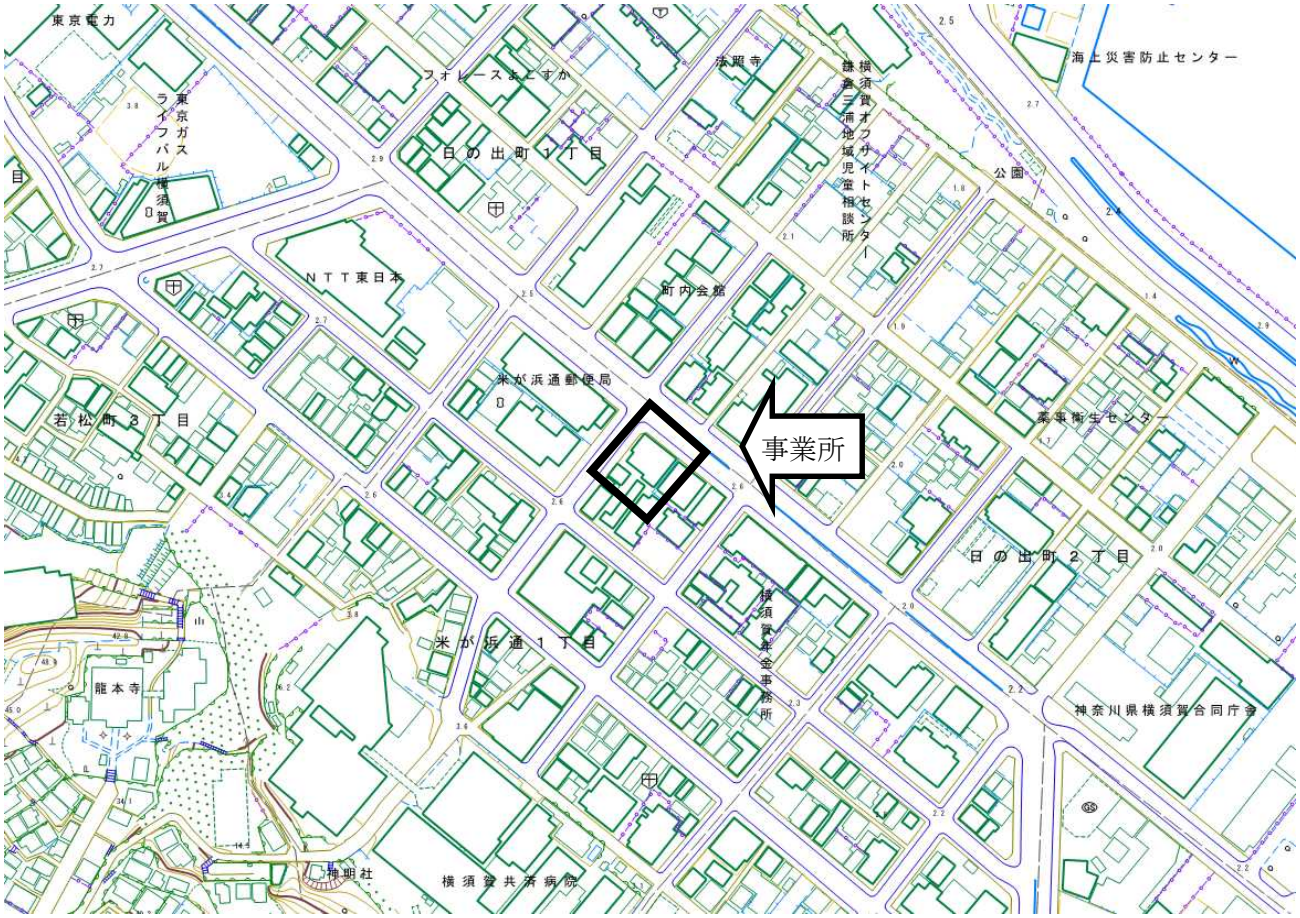

花物語よこすか中央　　平面図

【１ユニット（５階)】

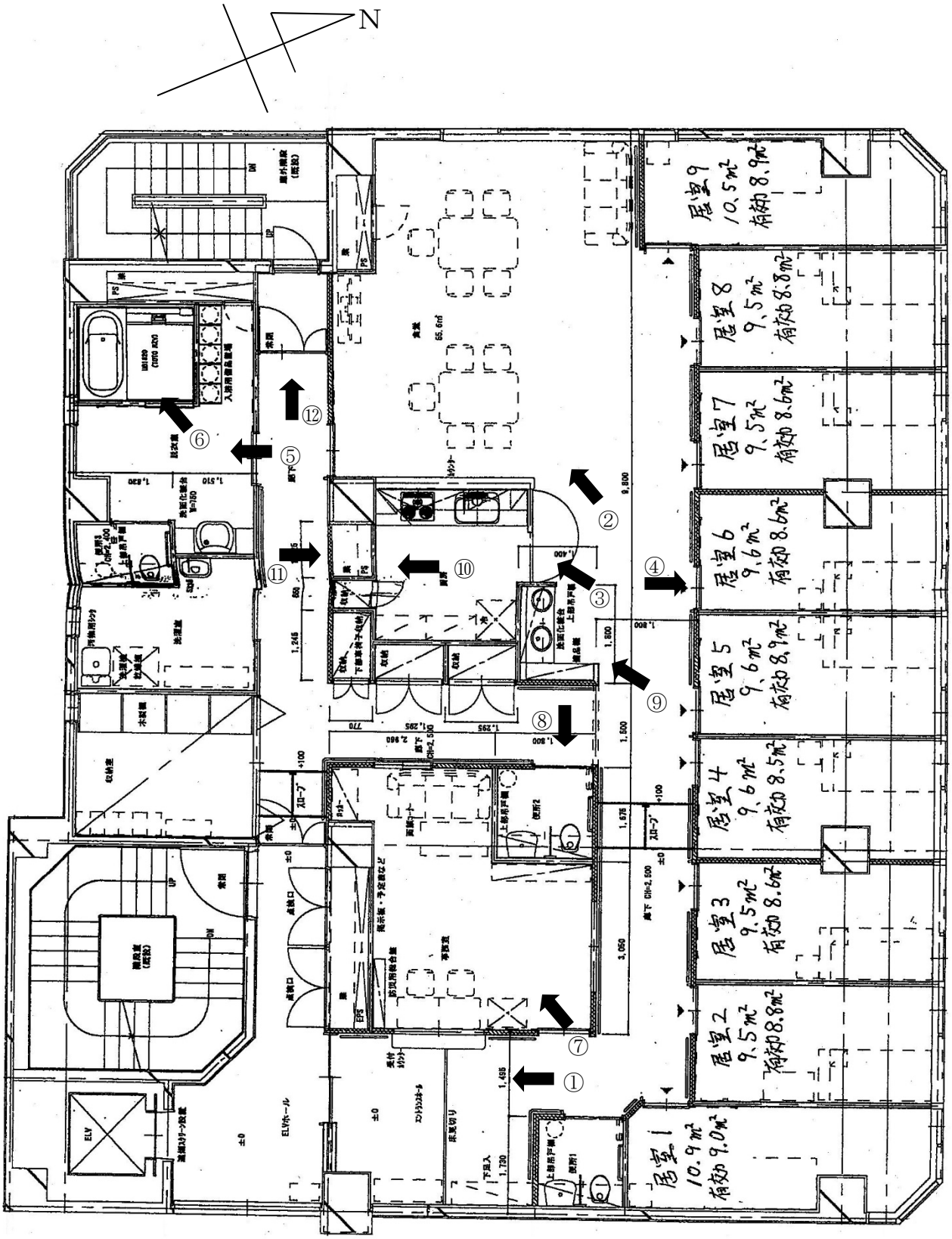

花物語よこすか中央　　平面図

【２ユニット（６階)】

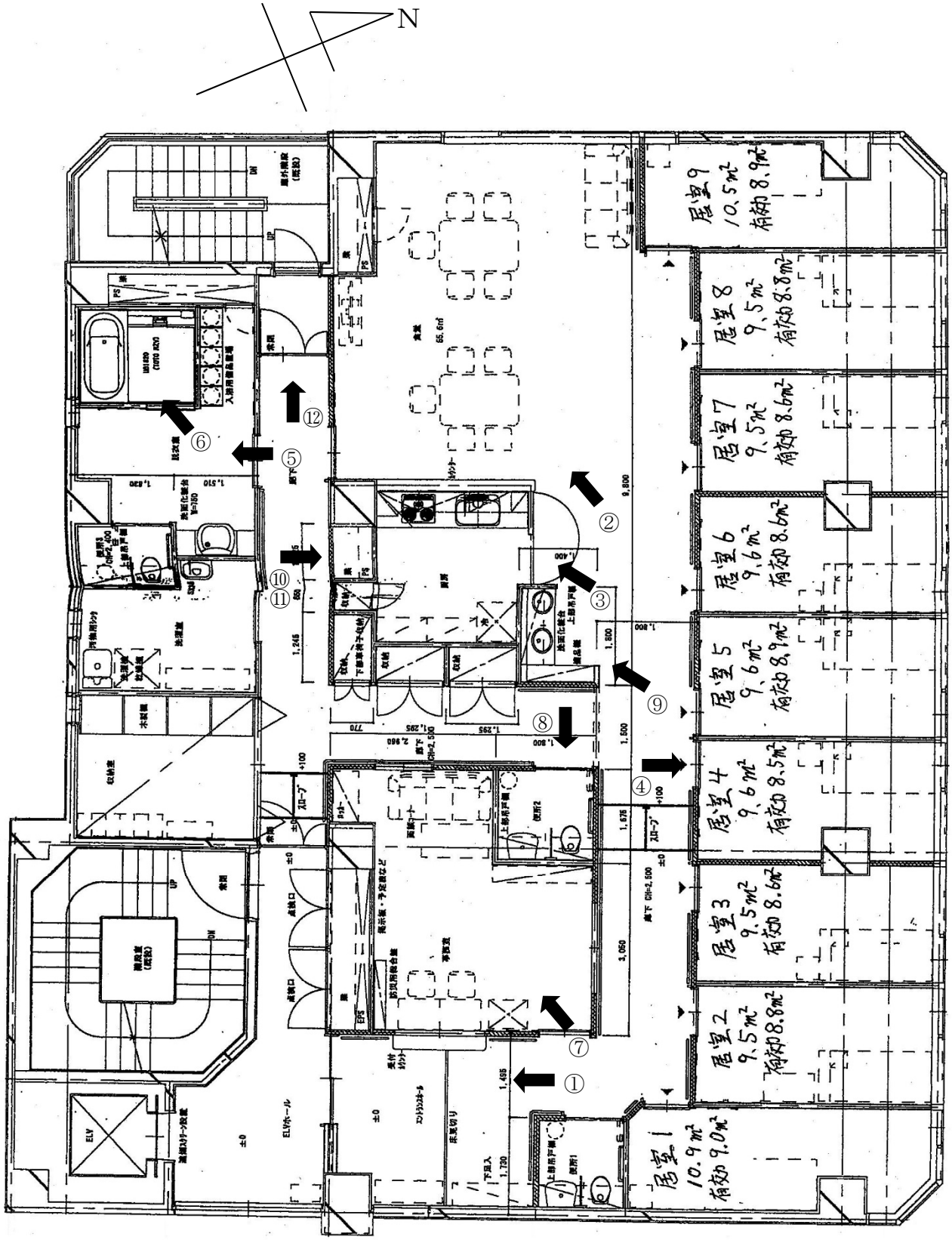

【現地写真】花物語よこすか中央
（令和元年 12 月 2 日撮影）

【１ユニット（５階）】

① 玄関

② 居間兼食堂

③ 台所

④ 居室（8.5 ㎡）

⑤ 脱衣所

⑥ 浴室

【現地写真】花物語よこすか中央
（令和元年 12 月 2 日撮影）

⑦　事務室

⑧　トイレ

⑨　洗面台

⑩　消火器

⑪　火災報知器

⑫　非常口

【現地写真】花物語よこすか中央
（令和元年 12 月 2 日撮影）

【２ユニット（６階)】

① 玄関

② 居間兼食堂

③ 台所

④ 居室（8.6 ㎡）

⑤ 脱衣所

⑥ 浴室

【現地写真】花物語よこすか中央
（令和元年 12 月 2 日撮影）

⑦　事務室

⑧　トイレ

⑨　洗面台

⑩　消火器

⑪　火災報知器

⑫　非常口